

信濃川水系流域委員会規約

第1条（名称）

本会は、「信濃川水系流域委員会」（以下「委員会」という）と称する。

第2条（目的）

委員会は、河川に関して学識経験を有する者が「信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の変更や、各種施策の進捗等に関して意見を述べることを目的とする。

2. 委員会は、河川整備計画に基づく事業のうち、水系全体を評価単位とする事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条（組織等）

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という）が設置する。

2. 委員会は、必要に応じ部会を設置することができる。
3. 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。
4. 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

第4条（委員長等）

委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
3. 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第5条（委員会）

委員会の招集は、局長より委任された北陸地方整備局河川部長（以下「部長」という）が行うものとする。

2. 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
3. 審議にあたり、部長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第6条（情報公開）

委員会及び配付資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第7条（事務局）

事務局は、北陸地方整備局河川部に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和元年 6月20日より施行する。

令和 4年 8月 9日 一部改正

信濃川水系流域委員会 委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
えとう としひこ 衛藤 俊彦	長岡工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授	
ささき とうこ 佐々木 桐子	新潟国際情報大学 経営情報学部 経営学科 准教授	
すずき せいじ 鈴木 聖二	元 新潟日報社 論説編集委員 室長	
とよた まさし 豊田 政史	信州大学 工学部 水環境・土木工学科 准教授	
ひらばやし きみお 平林 公男	信州大学 繊維学部 応用生物学科 教授	
まつだ ようこ 松田 曜子	京都大学防災研究所 巨大災害研究センター 准教授	
まるい ひであき 丸井 英明	新潟大学 名誉教授	委員長
やすだ ひろやす 安田 浩保	新潟大学 災害・復興科学研究所 准教授	
よしたに じゅんいち 吉谷 純一	信州大学 工学部 水環境・土木工学科 教授	
りく びんこう 陸 旻皎	長岡技術科学大学 環境社会基盤系 教授	

(50音順、敬称略)

信濃川水系流域委員会 公開規定

第1条（目的）

本規定は、信濃川水系流域委員会規約第6条に基づき、信濃川水系流域委員会（以下「委員会」という）の公開方法を定めるものである。

第2条（委員会開催の通知）

委員会の開催については、記者発表を行うとともに、北陸地方整備局ウェブサイトにより一般に周知する。

第3条（委員会の傍聴）

委員会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条（資料の配付）

委員会で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配付する。

第5条（資料の公開）

委員会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

2 事務局は委員会が終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後ウェブサイトにて公表する。なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和元年 6月20日より施行する。

信濃川水系流域委員会 傍聴規定

第1条（目的）

本規定は、信濃川水系流域委員会公開規定第3条に基づき、信濃川水系流域委員会（以下「委員会」という）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第2条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は、委員会開始予定時刻の30分前よりとする。

第3条（入室）

傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下「傍聴人」という）の会場への入室は、委員会の開始までとし、委員会の開始後の入室は原則認めない。なお、傍聴人以外の入室は認めない。

第4条（委員会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ①委員会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ②委員会の録音をしてはならない。
- ③発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨前項までの行為のほか、委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

第5条（退場等の措置）

委員長は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和元年 6月20日より施行する。